

第3回宇都宮市歴史公文書制度導入懇談会会議録

1 日 時 令和8年1月29日（木）午後3時00分から午後3時55分まで

2 場 所 宇都宮市役所 B1A会議室

3 出席委員

学識経験者 宇梶 宏美 委員

学識経験者 西村 陽子 委員

実務精通者 梅原 康嗣 委員

弁 護 士 白井 裕己 委員

公 募 委 員 池田 貞夫 委員

事務局

行政経営課 齋藤課長，野澤課長補佐，森係長，斎藤主任，秋谷主任主事

4 会議経過

(1) 開 会

(2) 会議の公開

本会議は公開として決定

(3) 傍聴者確認

傍聴者なし

(4) 議事

議事1 (仮称)宇都宮市公文書等管理条例(骨子案)に関するパブリックコメント
の実施結果について

議事2 (仮称)宇都宮市公文書等管理条例案について

事務局から議事1, 2について, 資料1~3, 別紙1, 2に基づき説明

会 長 事務局からの説明内容について, 委員の皆様から御意見・御質問等を
..... いただきたい。

委 員 条例案については特段の異論はなく, 歴史公文書制度の創設は本市にと
..... って意義深いものである。歴史公文書制度について, その意義や制度内容
..... を広報紙等も活用しながら市民に分かりやすく周知することが不可欠であ
..... る。公文書等管理委員会がどれくらいの頻度で開催されるかわからないが,
..... 今後, 制度が活用されるよう公文書等管理委員会をうまく活用し, 発展さ
..... せてほしい。

..... また, 民間に所在する古文書等の歴史資料についても, 将来的な保存の
..... 在り方を検討してほしい。

会 長 制度を作っただけでなく, 活用されるようにすることは重要である。

委員 資料3の2(1)にある「実施機関」の定義について、市長や消防長など個別の役職と、教育委員会など組織の表記が混在しているように見える。また、資料3の2(9)の「研修」のところで、市長と実施機関に分けているのはどのような意図か伺いたい。

事務局 地方自治法において、執行機関として地方公共団体の長（市長）や行政委員会である教育委員会、選挙管理委員会などが規定されている。実施機関における市長は市長事務部局の長という意味である。

研修に関して、「公文書」については各実施機関が管理主体となることから、各実施機関がその実施機関の職員に対し研修を実施することとし、「歴史公文書」については市長が管理主体となることから、市長が実施機関の職員に対し、適切な保存及び移管を確保するための研修を実施するということで分けている。

委員 実施機関の責任主体を明確化させるため、法律と同様、「実施機関」ではなく、「実施機関の長」とすることを検討してはどうか。

事務局 いただいた御意見を参考に、他都市の条例等も参照しながら、再度検討する。

委員 「時の経過」の概念がある公文書等管理条例と情報公開条例との違いを職員に十分に周知していく必要があり、市民に対しても制度の趣旨や利用方法、情報公開との違いをわかりやすく周知する必要があると考える。

委員 条例案第2条では「公文書」について「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、…」と定義があり、「文書」以外も含む。一方、第4条「文書の作成」では「文書」を作成するとある。重要なのは、きちんと文書を作成して組織として管理することなので、第2条の定義にある「公文書」と第4条の「文書の作成」の整合性を取り、抜けがないような条文にしてほしい。

また、公文書等管理委員会の担う役割について伺いたい。

事務局 文言の整合性について、御意見を踏まえ、再度検討する。

また、委員会の基本的な役割は、市民利用の保障のために公文書管理全般について、専門的に第三者という立場から調査審議すること、保存期間満了時における廃棄文書及び特定歴史公文書の確認をすることである。また、その他の役割として、歴史公文書選別基準の見直しなどをしようとする場合は、その審議などを担う。

委員 公文書等管理委員会の専門的なアドバイスは非常に重要な役割となる。委員会が第三者機関として責務を果たすためには、市の職員の前段の作業とバックアップが必要であるが、現在の担当職員だけでは業務量的に難しいのではないかと懸念している。

事務局 制度開始に当たり、マンパワーが必要となることは実感しており、現在の準備作業においては、会計年度任用職員で人員を確保している。御意見をいただいた人的部分について、確保に向けて努力していく必要があると考える。

委員 条例案第15条「本人情報の取扱い」について、本人死亡後の相続人や法定代理人への対応について整理が必要である。国でも、現用文書は利用できるが、非現用文書は利用できないといった事例も起きており、宇都宮市の条例ではどのように考えているか教えてほしい。

事務局 個人情報保護法においては、相続といった権利として承継されるものに関しては、その承継者がその継承者本人の情報として請求することは可能であると解釈されている。今回の歴史公文書においても、その歴史公文書の内容によっては、本人が死亡していて、その相続人等がその相続人等の本人情報として請求することは、当然できるものだと考えている。それ以外のものに関しては難しいところはあると思っている。

委員 時の経過により、将来は公開の範囲が広がる可能性はある。現用文書については、個人情報保護法第76条の開示請求権として法定代理人等は請求できるのでその対応を手当てする必要があると考えており、最終的に条例を作るときで良いので、確認しておいてほしい。

次に、条例案第28条の「利用の特例」について、特例を受けられるのは、特定歴史公文書を「作成又は取得した実施機関」としているが、法律では「移管した機関」としている。作成・取得と移管には時差があつて必ずしも一致しない場合があるのでこの部分についても整理が必要と考える。

また、文書管理規程の話も出たが、条例とどう関係するのか、どのような法的な仕組みを想定しているのか参考に教えてほしい。

事務局 「利用の特例」について、いただいた御意見を踏まえ、再度検討する。法的な仕組みについて、今回の条例のほか、手続等の詳細を規定する「条例施行規則」、現行の文書取扱規程を改正し、職員の内部ルールについて規定する「文書管理規程」の3本立てで考えている。

先ほど委員からいただいた御意見に関して、市民への周知については、広報紙などの方法や機会を選択しながら実施していきたいと考えている。

公文書等管理委員会の開催については、少なくとも年2回程度は開催が必要と考えているが、今後また具体的に検討する。

市民個人が持つ文書については、いただいた御意見のような課題があることから、図書館機能や文化財の関係部署との連携を図っていきたいと考えている。

情報公開条例との違い等を市民だけでなく、職員向けに知らせる際に、例えば時の経過という新たな概念も踏まえ、わかりやすい説明をするとともに、手続きにおいても職員が共通理解の上で対応できるように努めたいと考えている。

(5) その他

事務局から、(1)目録の作成状況について、(2)文書取扱規程の改正に向けた検討状況について、本編資料に基づき説明

会 長

本日各委員からいただいた意見等を踏まえ再度事務局で検討し、検討結果によっては一部修正するとして、本日の意見をもって条例案については了承したものとする。

(6) 閉会